

見守り 新鮮情報

事例1

ネット広告で見たサプリを注文して、
だけのお試しのつもりだったのに、
目が届いたので**送り返した**。すると、**請求書**が
送られてきた。支払う気はないので放置して、
法律事務所から**通知**が来た。どうしたらよ

(7)



©Kurosaki Gen

事例2 SNSの広告を見てお試し 商品の美容液を買った。

その後同じ商品が届いたが、**注文した覚えがない**のでその旨と**解約希望**の書面を同封して**返品**した。その後も**請求書**などは届いていたが無視していたところ、先日、**法律事務所**からこの請求について**最終通告**のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得がいかない。

(70歳代)

定期購入「返品」だけで 解約になりません

ひとこと助言

返品や
受け取り拒否だけでは

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりしたら実は定期購入だったというケースがあります。
- 自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり、

大阪狭山市消費生活センター

TEL 072-366-2400

Mail sayarin.sodan@blue.ocn.ne.jp